

不利益処分

処分名	被保険者に対する不当利得の徴収
根拠法令	民法第 703 条
所管課	国保年金課（名瀬） 市民福祉課（住用） 市民課（笠利）

1 処分基準

(1) 処分の内容

不当利得の額が，保険者の行った給付の額の全部であるときはその全部を，保険者の行った給付の額の一部であるときは当該一部を徴収する。

(2) 処分の要件

社会保険への遡及適用など，国民健康保険の資格喪失原因を知らずに被保険者証を使用した場合等，保険給付を受けることができないにもかかわらず保険給付を受けた場合で，悪意がないと認められる場合